

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、月例給、期末手当・勤勉手当について、引上げ改定することが必要と判断しました。なお、月例給、特別給ともに引上げの勧告を行うのは、4年連続となり、月例給においては、昨年を引き続き、堺市人事委員会設立以来の高水準となる引上げの勧告となりました。

また、近年の国内外の不安定な社会情勢、人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、生成AIを始めとするデジタル技術の急速な進化など、複雑化・高度化する行政課題に対応し、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、優秀な人材の確保と定着が喫緊の課題です。

加えて、職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮する人材マネジメントの取組や、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境の整備が極めて重要です。職員の皆様におかれましては、心理的安全性を備えた風通しの良い職場風土の中、柔軟な発想力と変革への行動力で挑み、活気ある組織の一員として活躍されることを期待します。

一方、職員の不祥事による懲戒処分事案が依然として発生していることは、誠に遺憾であります。不祥事を根絶させるために、全体の奉仕者として常に厳しく自らを律して服務規律を遵守し、高い倫理観と使命感に基づいて、引き続きその職務に精励されることを切に望みます。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和7年10月3日

堺市人事委員会

委員長 島田 睦史